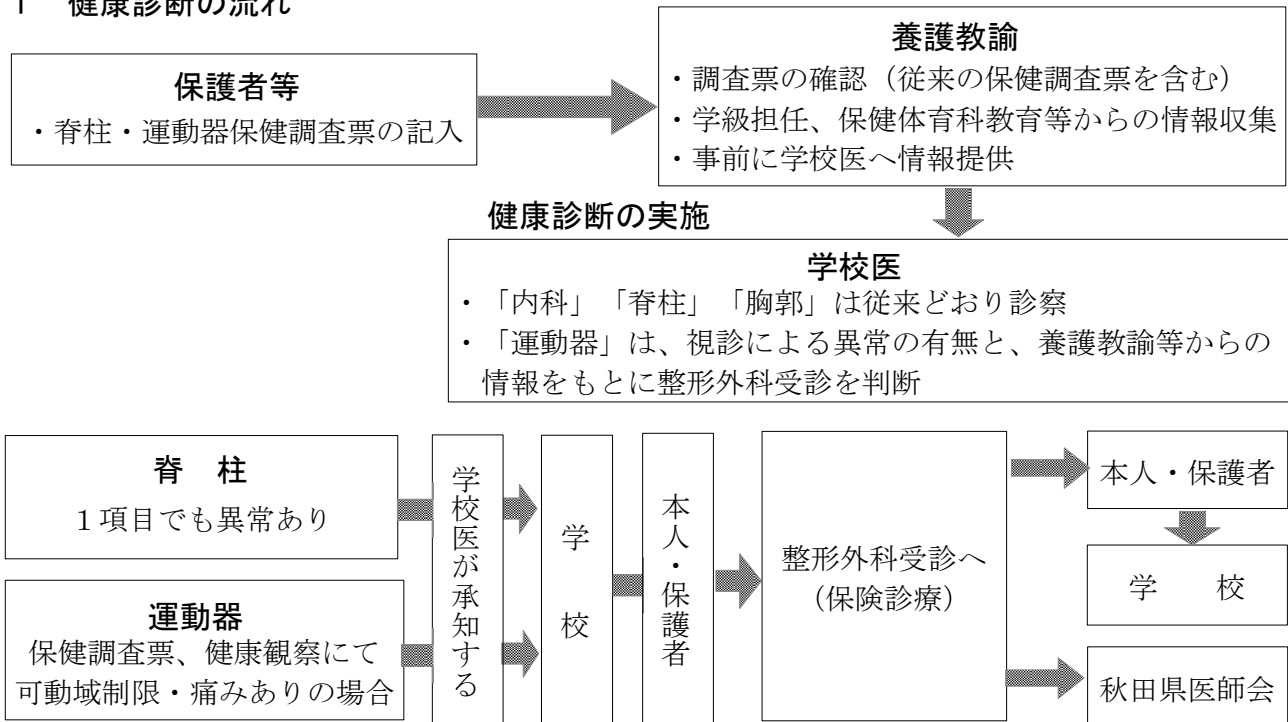


秋田県脊柱・運動器検診の手引き【改訂】

1 健康診断の流れ



2 準備物

- (1) 様式1「脊柱・運動器保健調査票」（以下、調査票という）：保護者へ配付
- (2) 『「脊柱・運動器保健調査票」を記入するにあたって』：保護者へ配付
- (3) 健康診断票（各市町村版に追加、または「児童生徒等の健康診断マニュアル平成27年度改訂」104頁を参考）
- (4) 脊柱・運動器検診結果のお知らせ（様式2－①・②）
- (5) 協力整形外科一覧
- (6) 整形外科医より、秋田県医師会への報告（整形外科医が行う）

3 健康診断の実際

(1) 準備

① 保護者

- ・家庭における観察の結果を調査票に記入する。

② 養護教諭

- ・調査票を学級担任から配布してもらう。
- ・回収期日については各学校で決定する。
- ・保護者から提出された調査票が次の項目に該当する場合は、健康診断時に学校医へ伝える。
 - ア「脊柱の観察」で1つでも「あり」に印がある場合
 - イ「運動器の観察」で、
 - (ア) 該当した数字の合計点数が4点以上の場合
 - (イ) □に1つでも☑がある場合
 - (ウ) 1つでも2点がある場合
- ・日常の健康観察において、気になることがある場合は情報を提供するよう、学級担

任、保健体育科教員、部活動担当者等に依頼する。

- ・学級担任、保健体育科教員、部活動担当者等からの情報で、気になることがある場合は学校医に伝える。
- ・事前に学校医と打合せを行うことが望ましい。

③ 学級担任、保健体育科教員、部活動担当者等

- ・日常の健康観察において、調査項目について気になる児童生徒がいる場合は、その都度、養護教諭に情報を提供する。

④ 学校医

- ・事前に学校側と打合せを行うことが望ましい。

(2) 健康診断当日の進め方

① 養護教諭

- ・保健調査票、脊柱・運動器保健調査票、学校での日常の健康観察等から整理された情報を、健康診断時に学校医に提供する。
- ・入室時の姿勢、歩行の状態等に注意し、必要に応じて診察前に学校医にその旨を報告する。

② 学校医

- ・内科健康診断時に、視診により入室時の歩き方、座り方に注意を払うとともに、従来どおり、「脊柱」「胸郭」健康診断を行う。
- ・運動器に関しては、視診による異常の有無と、養護教諭等からの情報をもとに整形外科受診の判断を行う。なお、調査票については、次の情報を参考とする。
 - ア「脊柱の観察」で1つでも「あり」に印がある場合
 - イ「運動器の観察」で、
 - (ア) 該当した数字の合計点数が4点以上の場合
 - (イ) □に1つでも☑がある場合
 - (ウ) 1つでも2点がある場合

4 事後措置

(1) 学校

- ・学校医から整形外科の勧めの判断があった児童生徒に対しては、「脊柱・運動器検診結果のお知らせ(様式2-①・②)」を配付し、保護者へ整形外科受診を勧める。その際、「協力整形外科一覧」を参考にしてもらう。
- ・夏休み終了日まで受診がない場合は、再度受診を勧める。
- ・受診結果は、学校において、以後の運動や日常生活指導に役立てるようにする。

(2) 整形外科医療機関

- ・児童生徒が受診した際は、保険診療で診察を行う。
- ・『二次検診結果』への捺印は省略とし、文書料は発生させない。
- ・学校生活を送る上での注意事項がある場合は記入を行い、保護者に説明する。

5 参考資料

(1) 「運動器の10年 日本協会」ホームページ

<http://www.bjd-jp.org/index.html>

(2) 「児童生徒等の健康診断マニュアル 平成27年改訂」(公益財団法人日本学校保健会)

(3) 改訂版(平成27年2月)「学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き」(養護教諭など学校関係者・学校医用)

なお、秋田県教育委員会と秋田県医師会は、毎年度末に、問題点の把握につとめ、必要に応じて手引き等の改正を行う。